

船指監第717号
令和4年7月7日

市内 障害福祉サービス事業所等 管理者 様

船橋市 障害福祉課長
療育支援課長
指導監査課長

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の再徹底について（依頼）

日頃より新型コロナウイルス感染症の感染防止対策についてご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染状況は、全国的に感染者数が増加傾向に転じており、感染力が強いとされるオミクロン株 BA.5 系統への置き換わりが進んでいます。

つきましては、これまでもお願いをしております下記の感染防止対策等について、各事業所等内で再徹底をしていただくようお願いいたします。市内での感染状況が流行期に入ってきたことから、特に、下記「(5) 感染流行期においてのできる限りの対応」をお願いします。

また、事業所等内に限らず運営法人も含めた職員全体で、改めて新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について確認、共有、徹底を行っていただきますようお願い申し上げます。

記

(1) 健康観察の徹底（原則：毎日）

- ①利用者及び職員の検温結果、症状（喉の痛み、咳、下痢、その他風邪症状等）の有無について記録する。
- ②管理者等の責任者が健康観察の記録を確認し、必要な措置をとる。

(2) 換気の徹底

- ①換気が各部屋、廊下等で十分にされるよう、給気、排気、空気の流れ等を確認する。
- ②必要に応じて、機械式換気装置、サーキュレータ（外気入れ替え）を活用する。

(3) 職員への注意喚起

- ①有症状の場合には、出勤しないことを徹底する。
- ②特に食事や休憩の時に、マスクなしでの会話をしない。

(4) 体制、人員等の確保

- ①施設等で陽性者が発生した場合を想定し、法人内での体制、人員、設備等の確保のシミュレーション（計画策定）をする。
- ②PPE（個人防護具）は数日分の在庫を事前に確保し、陽性者発生時に不足した場合に発注や関係施設から調達するラインをあらかじめ確保する。

(5) 感染流行期においてのできる限りの対応

- ①職員が従事するフロアもしくはユニットを固定する。
- ②入居者の食事は、部屋食等で場所を分ける、固定席にする、時間をずらすなど、小集団化をする。
- ③感染リスクの高いレク活動（大人数やマスクを外しての発声等）を控える。

※感染対策の状況の確認にあたっては「新型コロナウイルス感染症対策に係るチェックリスト」をご活用ください。

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/002/03/p076995.html

(トップ > 産業・事業者向け > 福祉・子育て支援事業者 > 障害福祉サービス・障害児通所支援・地域生活支援事業者等 > 法改正・制度等に関する情報 > 新型コロナウイルス感染症対策に係るチェックリスト)

参考

【船橋市ホームページ】

○感染拡大防止のために

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kansenshou/001/p093307.html>

(トップ > 健康・福祉・衛生 > 感染症・難病・健康被害 > 感染症 > 感染拡大防止のために)

【この通知に関する問い合わせ】

船橋市福祉サービス部 指導監査課

指導監査第一係

TEL 047-436-2425 FAX 047-436-2139